

幼稚園と國民學校（三）

東京女子高等師範學校教授

堀 藏

七

り上げ、更に田所特別委員長の報告要領を紹介しよう。

教育審議會は國民學校に關する要綱と共に、師範學校及幼稚園に關する要綱をも答申してある。然るに國民學校に關する要綱については目下盛に研究せられてゐるが、師範學校及幼稚園に關する要綱については殆ど顧られない有様であるのは誠に遺憾である。殊に幼稚園に關する要綱について幼稚園關係者は殆ど知らないのではないかと疑はれるのは必ずしも私だけの僻目であらうか。尤も國民學校の方は義務教育であり、一千二百萬に近い學童についての問題であり、文部省當局なども非常に力を入れて居られるが、幼稚園については左程のことがないのも無理からぬことを思はれる。しかし幼稚園當事者なりさせめて幼稚園に關する要綱を研究しその精神を幼兒保育に實踐せらるべきである。この意味に於てこれから幼稚園に關する要綱を取

幼稚園に關する要綱は僅かに四項であるから、その各項についての報告要領を對照することにする。

一、幼稚園ノ設置ニ付一層獎勵ヲ加フルト共ニ特別ノ必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲモ認ムルコト

幼稚園の制度は逐年發達の趨勢にあるも、其の數昭和十一年度に於て約二千を算するに過ぎません。而も其の中官立、公立は少數にして大部分は私人の經營にかかるのであります。向後國家として一層之が普及發達に意を用ひ、殊に父母共に勞動に從事する者多き都會地及農繁期に於ける農村等に對しては一段の力を注ぐべきであると思ふのであります。是等の地域に對し、教育上幼稚園の設置を容易ならしむる方途を講ずる要あると共に簡易なる季節的幼稚園

をも設け得る途を開き、家人をして安心して労働に従事せしむるのみならず、幼児を教育的に保護することは極めて必要なる措置であるご信ずるのであります。

二、幼児ノ保育ニ付テハ特ニ其ノ保健竝ニ躰ヲ重視シテ之ガ刷新ヲ圖ルコト

幼稚園の任務は申す迄もなく、幼児の身心を健全に發達せしめ、善良なる性情を涵養し、家庭教育を補ふことに在るのであります。が、將來一層斯くの如き保育内容の刷新を期することゝし、純真なる性情の涵養と共に、特に一層幼児の保健養護に留意して強健なる身體の基礎を作るにため、知的負擔を多くするが如きは嚴に戒しむべきであります。又躰を重視して日常生活に於ける正しき習慣を得しむるに力め、國體に對する敬虔なる心情を啓培し、團體生活を指導する等は極めて大切考へられるのであります。

この項並に説明を特に熟讀吟味したる後現在の幼稚園保育の實際を大に改善せねばならぬ。即ち現在の幼稚園保育に於て

(一) 幼児の保健養護に留意して強健なる身體の基礎を作ることに力めてゐるか。多少ご遺憾な點はないか。若し遺憾なる點があれば如何に保健養護の改善を圖るべきか。

(二) 現在の保育に於て知的負擔が多くはないか。幼児の身心發達の程度に副はず、幼児の會得し難き事項を授けた

り、過度の業を爲さしめてはゐないか。十分に反省し、多少ごも知的負擔を多くするが如きは嚴に相戒しむべきである。

(三) 現在の幼稚園保育に於て躰を輕視するが如きこそがないか。日常生活に於ける正しき習慣を得しむることに缺くる點がないか。大に反省せねばならぬ。

(四) 幼稚園保育に於て國體に對する敬虔なる心情を啓培し團體生活を指導するには如何にすべきか。特に心情の啓培、團體生活の指導といふ言葉に留意して、幼児の發達程度に副ふ保育方法を講ぜねばならぬ。

三、保母ニ付テハ其ノ養成機關ノ整備擴充ニ力ムルト共ニ其ノ待遇改善ヲ圖ルコト

保育内容の刷新は畢竟保母養成機關の整備充實に待たなければなりませぬ。我が國には未だ制規の保母養成制度は確立せられてをらないのみならず、女子高等師範學校内に便宜設けらるゝ保育實習科を除き、現存する三十有餘の養成所は總て私人の經營に委ねられ、其の程度の如きも概ね中等學校卒業後修業年限一年となつてゐるのであります。然しながら文物の進歩著しく幼児保育の國家的重要性愈々加はれる今日、之を等閑に附することなく一日も速に保母養成制度を確立し、其の修業年限は少くとも二年以上と爲すべきであります。保母養成制度の確立と相俟つて之が指

導監督機關を整備すると共に保母優遇の途を講ずることには、保育制度の實績を擧ぐる上に於て極めて肝要であります。

四、幼稚園ト家庭トノ關係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社會教育的機能ノ發揮ニカマシムルコト

幼稚園は前にも述べたる如く、家庭を扶けて幼児の身心

の適正なる發達を遂げしむるを以て本旨とし、特に社會的乃至教育的理由によつて家庭に求め得ざる發達の機會を與ふるに力めることが大切であります。此の意味に於て一層家庭との聯絡を密接ならしむべき方法施設を講ずることが肝要であります。之に依つて啻に幼稚園の職能を完うし得るのみならず、延いて家庭教育の改善に裨益し幼児保育の全きを期すことが出来るのであります。

三

最後に委員會に於ける一致の意見として附加すべきは幼稚園託児所との關係であります。申す迄もなく前者は専ら幼児保育の教育的必要に出發し、後者は労働者と共に乳幼児の保護を目的とする社會事業として發達したのであります。

まして、現在兩者は行政上の指導監督に於て系統を異に致してゐるのであります。然しながら實際託児所も單に乳幼児の保護のみに止まらず、大體幼稚園と同様幼児の保育を

致してゐる實情であります。斯くの如き教育的機能に付ては教育行政上の立場から配慮せらるべきものがあるやうに考へられるのであります。幼児保育の重要性に鑑み、是等の點に關しては今後政府に於て十分慎重なる研究を遂げ、幼児保育上有効適切なる措置を講ぜられたいのであります。

四

幼稚園に關する要綱について田所特別委員長の説明は以上で終つてゐるが尙ほ報告要領の初頭に於て、次の如き説明がある。

更に國民育成の根基を培ふ意味に於て、就學前に於ける幼児保育の刷新を圖ることが肝要であります。之が爲には固より家庭教育及女子教育の振興を圖ることが大切であります。が輓近に於ける社會の推移に伴ひ家庭を扶けて幼児保育の完きを期する要慾ゝ切なるものがあるので、將來一層幼稚園の普及發達を圖ると共に其の内容を充實するこことは國民基礎教育の刷新と相俟つて刻下極めて須要と考へられるのであります。

五

田所特別委員長は教育審議會總會に於て、國民學校に關する要綱、師範學校及幼稚園に關する要綱の説明を終りたる後、結語として次の如く述べて居られる。

以上を以て特別委員會が決定致しました國民學校に關する要綱、師範學校に關する要綱並に幼稚園に關する要綱の説明を終ります。前にも申し述べた如く國民學校の教育は

國民全體に對する基礎教育でありまして、學制全般の根柢を爲すものとして重要なのみならず、國民生活の實際に影響し國運の將來を左右する所極めて大なるものがあるのです。師範學校教育の國家的重要性も亦かかる國民教育との關係に於て存するのであります。他方幼兒保育は國民教育の素地を培ふものとして、是亦重要な教育の基礎問題であります。我が國は今や東亞的新秩序建設といふ曠古の大業を前にして國家總力の最高の發揚を焦眉の急務と致してゐるのであります。此の秋に當り政府に於ては刻下最も緊要のは等一聯の基礎的問題を教育國策として、一日も速に之が實現に向つて邁進せられんことを切望して已まないのであります。而して本案の如き教育の內容及制度の全面に亘る根本的刷新の實績を擧げんが爲には、周到なる用意の下に具體の方策を樹て、之が實施に臨むることの必要なのは勿論、實施に移したる後に於ても改善の根本趣旨の徹底を期する爲、刷新改善に關する繼續的努力を必要とするのであります。依つて政府に於ては之が實施に際し研究調査並に指導監督に關する機關を整備し、大なる抱負を堅き決心を以て其の成果を收むるに力められんことを併

せて切望する次第であります。

以上で幼稚園と國民學校に關する教育審議會の答申について大要を説明したのである。而して目下文部省は國民學校案の準備で大車輪の活動である。即ち一方に於ては國民學校令及國民學校令施行規則の制定公布についてその原案を作製し、その審議を進め、漸く文部省の省議を了り、法制局に廻附せられるといふ手續中である。他方於ては、國民學校令並に國民學校令施行規則中の教則案につきその精神を小學校の現職者に普及徹底させるため全國百二校の師範學校に於て講習會を開催する筈である。即ち各師範學校に於て一回五十人の小學校教員を集めて國民學校教育の精神を講習し昭和十五年度中にこの講習を七回開催する豫定である。之によりて一師範學校で三百五十人全國百二校の師範學校で三萬五千人の講習を施すことになる。而してこの講習の講師を養成するが爲め文部省は五月下旬から六月上旬にかけ八ヶ所の師範學校に於て全國師範學校教員に十二日間の講習をなしてゐる。また一方に於ては國民學校の教科書編纂を急いでゐる。國民學校用の新教科書として昭和十六年四月より初等科第一學年及第二學年を使用せしめ昭和十七年四月より第三學年及第四學年を使用せしめ昭和十七年に編纂方針を立案しそれゞゝ教科書の編纂發行を急いでゐるのである。(以上)